

総社市清音福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第41号

総社市清音福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

総社市清音福祉センター条例施行規則（平成17年総社市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市清音福祉センター条例（平成17年総社市条例第124号。以下「条例」という。）<u>第11条の規定に基づき、条例の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請手続)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者は、<u>清音福祉センター使用許可申請書</u>（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、<u>使用しようとする日の1箇月前</u>から5日前までに行わなければならない。</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市清音福祉センター条例（平成17年総社市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>団体等</u>の使用許可の申請手続)</p> <p>第3条 <u>団体等</u>がセンターを使用しようとするときは、<u>清音福祉センター使用申請書</u>（様式第1号）を市長に提出し<u>許可を受けなければならない</u>。</p> <p>2 前項の申請は、<u>使用日前1箇月</u>から5日前までに行わなければならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第5条 <u>センターの使用者は、条例第12条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 許可を<u>受けていない施設及び設備</u>を使用しないこと。</p> <p>(2) 釘打ち, のり付けその他の行為により施設を損傷し, 又は汚損しないこと。</p> <p>(3) <u>他人に危害を及ぼし, 又は迷惑となるおそれがある行為</u>をしないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>施設及び設備又は備品を使用したときは, 清掃及び整理整頓を行うこと</u>。</p> <p>(6) 略 (その他)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, <u>市長が別に定める</u>。</p> <p><u>様式第1号 (第3条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号 (第4条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(1) 許可を<u>受けなくて室, 備品等</u>を使用しないこと。</p> <p>(2) <u>壁, 柱等に釘打ち, のり付け, その他の行為</u>により施設を損傷し, 又は汚損しないこと。</p> <p>(3) <u>騒音又は怒声を発し暴力行為その他, 他人に迷惑を及ぼす行為</u>をしないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>室及び設備又は備品を使用したときは, 清掃・整理整頓し, 係員の点検を受けること</u>。</p> <p>(6) 略 (その他)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか, <u>センターの運営その他必要な事項</u>は, 別に定める。</p> <p><u>様式第1号 (第3条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号 (第4条関係)</u> 略</p>

附 則

この規則は, 令和7年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

清音福祉センター使用許可申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
(団体名)
氏 名

清音福祉センターの施設及び設備を使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に当たっては、使用条件を遵守いたします。

使 用 目 的	
使 用 人 員	
使用施設(室)	
使 用 設 備	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
備 考	

様式第2号（第4条関係）

清音福祉センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市清音福祉センター条例施行規則第4条の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用施設（室）	
使用設備	
遵守事項	1 許可を受けていない施設及び設備を使用しないこと。 2 釘打ち、のり付けその他の行為により施設を損傷し、又は汚損しないこと。 3 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある行為をしないこと。 4 設備のない所では火気を使用しないこと。 5 施設及び設備又は備品を使用したときは、清掃及び整理整頓を行うこと。 6 その他指示事項を守ること。
備考	